

植民地朝鮮における実業補習教育に関する一考察

—実業補習学校の設置及び運営を中心に—

李 正連

はじめに

植民地朝鮮の教育に関する研究において、実業教育に関する研究はそれほど多くない。とりわけ実業補習学校に関する研究は管見の限り皆無に近いといえる。しかし、実業教育は大韓帝国末期から植民地時代に至るまで、初等教育とともに重要視され続けてきた分野として近代韓国の教育政策を把握するにあたって欠かせない領域であると思われる。とくに、実業補習学校は「日韓併合」直前に設置されており、植民地期に入ると簡易実業学校に改称されて維持され、さらに1935年以降は日本「内地」では廃止されるのに対して朝鮮や台湾等のような植民地においてはそのまま存続されるなど、植民地特有の歴史をもつものとして、植民地朝鮮の教育研究において注目する必要がある。

日本における実業補習学校は、1893(明治26)年11月に制定された「実業補習学校規程」に基づき、「小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所」として設置され始めたが、1907(明治40)年の小学校令改正をもって義務教育が4年から6年に延長され、急速な就学率の上昇に伴って、さらに就学水準の中等教育年齢段階への押し上げも予想された。しかし、中等学校への進学は非常に狭く、実業補習学校は傍系的な勤労青年の教育機関として機能するようになった経緯がある¹。このような実業補習学校の特徴は、植民地朝鮮においても同じくみられる。1910年に普通教育及び実業教育の普及のために、とくに入学基準を設けなかった実業補習学校は、1919年の三・一独立運動以後、年々教育要求が高まるにもかかわらず、学校増設、とくに中等教育機関の増設があまり進まない中で、中等教育を受けたがる青年たちが利用する「傍系的」中等教育機関と変質していったのである。

朝鮮における代表的な実業補習教育としては、実業補習学校をはじめ、卒業生指導、農民訓練所、青年訓練所等の教育が挙げられる。その中でも実業補習学校はもっとも早くから実施されており、またそれは正規の学校教育政策との密接な関係を有していたので、植

民地朝鮮における教育政策の全体像を明らかにするためにも検討する必要がある。

そこで、本研究では、実業補習学校が植民地朝鮮においてどのような背景の下で設置され、展開されていったかについて検討し、植民地朝鮮における実業補習教育の特徴を明らかにしたい。

1. 実業教育の導入及び実業補習学校の設置

韓国における実業学校に関する最初の施策は、1899年6月24日に制定された「商工学校官制」である。しかし、同規定によってつくられた商工学校は学校としてあまり機能しなかったようである。佐藤によれば、商工学校は「官制制定と学校教員の雇用のみで終わっており、当時「実業教育導入の試みは確かにあったものの、学校としては機能しないうちに『農商工学校官制』(1904年6月8日制定—引用者)に受け継がれていくことになったのである」²。しかし、農商工学校も1905年11月の「第二次日韓協約」締結を経る中で、「『予備教育』の域を出ず、1907年3月に廃校」となった³。その後、農商工学校の農科は官立農林学校が、工科は官立工業伝習所が、商科は私立善隣商業学校が肩代わりすることになった⁴。

1909年4月26日には「実業学校令」が制定され、本格的な実業教育政策が取り込まれるようになった。学部はまもなくこの実業学校令に基づき、同年の4月にはもともと日本人が私立として経営していた開成学校を献納され、公立釜山実業学校に改編し、5月には官立仁川日語学校を組織変更して官立仁川実業学校として改編した⁵。また、政府補助下で平壤、大邱、全州、咸興に農業教育を施す道立実業学校を設立し、さらに道立または郡立として光州、晋州、定州、春川、群山、済州等に農学校を設けた。そして、商業教育においては学部が校地校舎を寄附し、毎年補助をしていた財団法人善隣商業学校があり、その他に農商工部主管の下に京城の工業伝習所と水原の農林学校等があった⁶。

このような実業教育の導入に熱心であった人物は、

当時の学部次官であった俵孫一である。俵は当時実業学校設置の意義として、産業の興隆への貢献及び中等教育機関としての機能、土地測量員養成機関としての役割等の3点を挙げていた⁷。ここで注目すべき点は「中等教育機関としての機能」であるが、1906年に開校した修業年限4年の普通学校（初等教育機関）が、卒業生を輩出する時期となったにもかかわらず、進学すべき教育機関が用意されていなかったことによって、その進学先として実業学校が考えられたようである⁸。これは、植民地朝鮮において朝鮮総督府が朝鮮統治以来、始終普通教育と実業教育の普及には重点を置くものの、中等教育や高等教育は重視しなかった教育方針と軌を一にするものとして、統監府時代から同様の方針が立てられていたと推測できる。このような教育方針の下で実業補習教育として実業補習学校も登場するようになったと思われる。すなわち、普通教育と実業教育とを同時に普及できる方法として、1910年4月1日、「簡易なる方法によつて実業に従事するに必要な教育を施すこと」を目的とする「実業補習学校規程」を制定し、「普通学校・実業学校またはその他の学校に附設することができる」と、さらに、入学資格は「土地の情况及び実業の種類に依つて適宜に此を定めることができる」と、とくに入学基準を定めず、設置していたのである。「実業補習学校規程」の全文は以下の通りである。

実業補習学校規程（学部令第一号、隆熙四年四月一日）

第一条 実業補習学校は簡易なる方法に依つて、実業に従事するにあつて須要なる教育を施すことを目的とする。

第二条 実業補習学校の就業期間は二個年以内として此を定めることができる。

実業補習学校は土地の情况及び職業の種類繁簡等に依つて学徒の就業に便利な時間及び季節を選択して教授することができる。此の境遇には前項の就業期間を延長することができる。

第三条 実業補習学校の教科目は修身、国語及び漢文、日語、算術、実業に関する科目とする。

前項の教科目の中、国語及び漢文、日語、算術を欠いたり、又土地状況に依つて他の教科目を加えることができる。

実業に関する科目は実業学校令施行規則第二条第二項以下の科目に就いて適宜に此を定めることができる。

第四条 実業補習学校に入学できる者の資格は土地の

情况及び実業の種類に依つて適宜に此を定めることができる。

第五条 実業補習学校は普通学校、実業学校又は其他の学校に附設することができる。

附則

本規定は頒布日から施行する。⁹

当時設置された実業補習学校は、漢城府の公立水洞実業補習学校、公立漢洞実業補習学校、公立於義洞実業補習学校¹⁰、慶尚北道「尚州公立簡易農業学校」¹¹の前身校で計4校であった。「日韓併合」以前の実業補習学校数が4校であったということは、1933～1936年の朝鮮総督府学務局学務課長であった大野謙一の著書においても確認することができる。¹²

これらの実業補習学校は「日韓併合」以後、まもなく制定された「朝鮮教育令」によってその名称が「簡易実業学校」に変更されたが、その目的及び設置基準においては以前の実業補習学校のそれを継承していた。

「教育ノ骨子ハ韓国ノ富ヲ増加シ文明ノ開発ヲ為スニ存スル以上生産ノ増進ニ重キヲ置カサル可ラス要スルニ今日ニ於ケル急務中ノ急務ハ教育ニアルハ勿論ニシテ就中余輩カ其声ヲ大ニシテ絶叫セント欲スルハ実業教育ヲ奨励シ之ヲ普及セシムルコト」¹³という1910年の学部の記述をみれば、「日韓併合」以前から日本が韓国において実業教育を重視していたことが看取されるが、現実においては実業教育に対する韓国民衆の理解がまだ充分でなく、また伝来の教育が「文」中心主義であった点もあつて、民衆の実業学校に対する反応はあまり積極的ではなかったと考えられる。そのような現象は、「日韓併合」以後の植民地初期にも続いていたとみられるが、それは次の文言で確認することができる。

実業教育の尊重が寺内総督時代（1910～1916—引用者）に於ける重要な教育方針の一つであつたことは既に再三述べたところであるが、農業学校及び簡易農業学校（1922年以後からは、実業補習学校—引用者）に対しては特に委員会を設けて伯独特の方針に依る教科書をも編纂せしむる等、教育内容の充実に付て格別の考慮を払ひ、一面地方勸業機関との聯繫に付ても意を用ひ、産業教育をして實際産業より遊離するの弊を矯めんことを期したのである。実業教育は学制の上に於て将又その運用の上に於て斯くの如く最善を尽くされたのであるが、朝鮮民衆の技術を軽んじ実業を卑しむ永年の習俗は容易に払

拭し難きものあり、生徒を得ること極めて困難であつて授業料を徴収せざるは勿論、学用品を貸与し食費までも給与したのである¹⁴。

すなわち、朝鮮総督府は統治初期から実業教育を普及しようとしたが、最初は「実業学校や簡易実業学校が学生を多くひきつけることはできず」¹⁵、それ故、朝鮮総督府は、授業料免除および教材の無料配付などを通して実業学校への入学を奨励し、さらに植民地初期から普通学校はもちろん、高等普通学校および女子高等普通学校の教育課程に、実業関連の教科を取り入れていくようになったのである。

まず、普通学校の場合をみると、教育課程に「農業初歩」と「商業初歩」という教科を随意科として設け、「道長官の認可を受けて学校長が随意定むる」¹⁶ようにしていたが、実際には、「農業初歩の如きは教育令実施後日ならずして殆どの農村学校に之れが実施を見」¹⁷るほど、多くの学校では実業関連の教育が行われていた。このような公立学校における実業教育の重視化は、統治当局の方針が強く反映されたものである。例えば、1914年8月に開かれた公立小学校・普通学校教員講習所の修了式において、寺内総督は教員の注意すべき三つの事項について訓示を行ったが、その中の一つが実業教育の奨励であった。その内容をみれば、次の通りである。

一、実業教育ヲ奨励シ學術の偏倚ヲ戒メ國民ヲシテ各其ノ所ニ案ンセシメサルヘカラス

国各風俗ヲ異ニシテ習慣ヲ同ウセス從テ之レカ教育ノ任ニ当ルモノハ須ラク豊富ナル學識ト卓越セル識見トヲ以テ其ノ手段ヲ講スルノ必要アルハ勿論ナリト雖目下ノ情勢ニ於テ内鮮兒童ノ教育ニ當リ特ニ努力スヘキハ実業教育ニシテ之レニ依リ我國現時ノ弊風ヲ矯正シ國運ノ進歩發展ニ資セサル可ラス今回ノ講習ニ於テ特ニ実業ニ関スル科目ヲ選定シ實習ニ努メシメタル意亦茲ニ存ス諸子ハ須ラク兒童ヲシテ作業ヲ悦ヒ勤勞ヲ尊ブ習慣ヲ助長シ以テ着実穩健自ラ勞働シテ産ヲ作り家ヲ富マセ國ヲ強メ各自常ニ其ノ分ニ安シテ聖恩ニ報スルノ國民タル様育成スルコトヲ期スヘシ¹⁸

次に高等普通学校においては、その「教科目ハ主トシテ其ノ生活ノ實際ニ適切ナランMEMコトヲ期シテ之ヲ定メタリ就中農商業ノ実業科及手工科ヲ必須ノ科目ト為シタルハ実ニシテ勤勞ヲ尚ブノ氣風ヲ養成セムカ為」¹⁹（傍点、原文のまま）であり、女子高等普通学

校においては「高等普通学校ト相同シキモ理科・家事・裁縫及手芸等ノ科目ニ比較的多数ノ教授時間ヲ配当」²⁰するようにしていたのである。

また、1930年代に入ってからには中等学校への入学競争が深刻化し、就職しようとする青年が増えるにつれ、普通学校教科課程に「職業科」という教科を新たに必修科目として導入して中等学校への入学競争を冷却化しようとした。この普通学校の教科課程における職業科の教育内容は、単位学校別に構成することができ、また、各普通学校が位置している地域の産業構成において最も大きな比重を占めているものを職業科の内容にするのが基本方針であったため、都市地域にある一部の普通学校を除いて大半の学校では職業科が農業中心に構成されたといってもよい²¹。一方、このような農業中心の職業教育は、普通学校を卒業した者に対する実業補習教育においても行われたが、その代表的なものとしては実業補習学校と卒業生指導、青年訓練所、農民訓練所等が挙げられる。これらの実業補習教育については、次節で詳しく検討したい。

2. 教育熱の高潮による実業補習教育の重視

(1) 三・一独立運動後の文化政治への転換

1919年3月1日、植民地朝鮮では朝鮮民衆による全国規模の独立運動が起った。このような予想外の大きな事態に直面した朝鮮総督府は、1910年の「日韓併合」以来、朝鮮人を支配するために武力で抑圧・統制する「武断政治」を止め、いわゆる「文化政治」を標榜し始めた。1919年9月3日に新しく赴任した齊藤総督が、「文化的制度の革新に依り朝鮮人を指導提撕して以て其の幸福利益の増進を図り将来文化の発達と民力の充実に応じ政治上社会上の待遇に於ても内地と同一の取扱を為すべき究極の目的を達せんことを庶幾す」「民生民風を啓発し以て文明政治の基礎を確立せんとす」（傍点は原文のまま）と「就任の劈頭部下に与へられた」訓示で述べているように、三・一独立運動後、朝鮮統治の方針に一大転換がもたらされたのである²²。

このように文化政治へと転換するにあたって、総督府は何よりも教育の重要性を認識し、教育制度の修正に取り組み始めた。すなわち「新学制は内鮮無差別を以て根本精神と為し、民度事情の許す限り内地の教育制度に準拠するの方針を採つたのであつて」²³、旧学制とは次のような相異があった。①法令上においては内鮮人の区別を撤廃し、普通教育に限って国語（日本語）を常用する者と然らざる者との区別に止める、②学校の種類・系統・修業年限をほとんど内地と同一にする、

③大学教育・師範教育を認める、④普通教育を除いてはすべて内地の学制をそのまま採用し、大学・専門・実業教育においては朝鮮の特殊性を完全に排除した²⁴。このような新学制の実施によって、従来初等学校から専門学校に至るまで11～12年であった教育年限が、11～16または17年に延長されることになった。

一方、三・一運動に失敗した朝鮮民衆は、その後、実力養成が急務であると認識し始め、また三・一運動の主要メンバーの大半が学校教育を受けた人々であった点によって朝鮮民衆の公立学校に対する不信が和らぐようになり、公立普通学校への急激な入学希望率をみせるようになった。教科書の無償配布や授業料免除等がある公立普通学校を忌避し、あえて私立学校や書堂等を利用していた1910年代初めとは異なり、1910年代半ば以後からは公立普通学校への入学志願者数が増え始めたのである。しかし、入学志願者が急増するにもかかわらず、総督府の学校増設に対する態度は、非常に消極的であった。例えば、総督府は1918年12月にいわゆる「3面1校制」を樹立し、1919年から1926年までの8ヶ年の計画を立てていたが、三・一運動後の1920年1月に、実施期間を1922年までに短縮する方針に変更して、4ヶ年計画で短縮実施し、さらに、その後にはとくに普通学校増設政策を施行しなかったのである²⁵。その原因には、財政的な困難もあったようであるが²⁶、朝鮮総督府は朝鮮教育政策においては依然として「普通教育」と「実業教育」に重点をおき、学校教育増設の規模においても大きな拡大は行わず、ある程度の水準に限定させようとする姿勢をとっていたからである。

さらに、1927年12月になると、齋藤実の後を引き継いで山梨半造総督が赴任するが、彼は、朝鮮人の生活が非常に貧しくなり、学生の思想が民族的にあるいは自由主義に偏っていくのを心配し、再び既存の教育に修正を加えるようになった²⁷。すなわち、山梨総督は4年の授業年限を常例とする普通学校の拡充案と実科を重視する教科目の改正を提示したのである。1929年から1936年までの8年間に公立普通学校を毎年130余校ずつ新設し、合計1,074校を増設することにより、「一面一校」計画を完遂すると表明する一方、1929年6月には普通学校規則を改正して、従来選択科目であった職業科を必修科目とし、植民地時代初期の寺内総督時代(1910～1916)の「実科訓練」主義にもどったのである²⁸。それは、1930年代に「教育實際化」政策として現れるようになった。

(2) 進学希望者の増加と実業補習学校入学基準の引き上げ

上述したように、1919年の三・一独立運動後、朝鮮民衆の公立普通学校への就学希望者数は急増していったことがわかる。ところが、朝鮮総督府は、このような学校増設に対して微温的な態度をとり、一方では私立学校を三・一運動の主導勢力ととらえ、私立学校に対する統制をより厳しくしていった。それ故、公立学校への入学競争は、次第に深刻になり、ついには朝鮮民衆の学校増設に対する要求運動が1920年代から起こり始めたのである。

例えば、1922年、平安南道の順川郡では「教育熱が熾盛し、同郡新倉・龍化・聖山・密田の四面には人民が合同して普通学校設立期成会を組織し、熱心運動中」²⁹であり、同道の大同郡栗里面でも「戸数が千余に、三千余人口があり、大同郡十七面の中、第一教育機関が欠缺されていることと、青年子弟の大半が彷徨していることが何よりも一大遺憾と思う統治の有志財産家側では、昨年夏期から普通学校設立を道当局に交渉して半部の承認を得ると同時に、面内で八千円の金額を寄付するようになった」³⁰のである。また、平安北道の亀城郡芦洞面では、「教育機関が遠距離であるため、四百人余名の児童が教育を受けられないことを一般が慨嘆し、最近同面内の有志諸氏と現在面長の張星日氏の発議で学校期成会を先日9日に該面事務所に組織」³¹しており、慶北達城郡では、1927年3月7日から3日間開かれた学校評議会において「郡内教育界状況をみると、河濱、公山両校はまだ四学年制で一般が不平を鳴らしており、また三面一校制にもかかわらず、玄風学校は四面一校であり、求智、瑜伽両面は入学難で学生全員が(慶尚一引用者)南道に通学するなど様々な苦痛を経験している」という問題が提起され、「学年延長か、学校新設をしてほしいと満場一致で力説し、なるべく上部に交渉してみようという当局の答弁があった」という報道がある³²。その他にも、平安南道の徳川郡蚕上面や京畿道の碧蹄郡城南面、咸鏡南道三水郡自西面、江原道通川郡鶴三面、全羅北道益山郡黄登面、慶尚北道の軍威郡友保面と金泉郡、慶尚南道昌寧郡高岩面等々、全国各地において普通学校期成会の組織や設立運動、認可運動等が起こっていたのである³³。

しかし、このような教育要求にもかかわらず、学校の建設に大きな進展はみられず、とくに中等学校レベルにおいてはなおさらであった。それによって、深刻な入学難が続き、子どもたちは「試験地獄」に陥るようになっていったのである。このような当時の様子は、『東亜日報』に掲載された次の記事から垣間見ることができる。

試験地獄！酷烈な入学難に子どもと若者が気の毒に苦心する時が日に日に迫ってくる。すでに報道したこともあるが、学校の増設は初等教育機関に関して若干の増設を見せたが、滔々とした大河の流勢のように、激増する学びに飢えている青少年の学徒を受容するところまでいくには、まだ程遠いだけではなく、毎年その程度が深刻になっていくばかりである。今年の春に生徒を受け入れる普通学校は、既報したように、百十普校が増加したのみで、中等以上は一つも増設または増級がないそうで、その入学難の程度が予測できる。³⁴

すなわち、普通学校のみならず、中等教育機関への進学希望者も徐々に増えているにもかかわらず、中等教育機関の増設はほぼ手付かずの状態であったといえる。〈表1〉にみられるように、官公立の高等普通学校は約15年間で10校しか増設されず、女子高等普通学校も7校しか増えていない。それに対して、実業学校と実業補習学校はそれぞれ31校と24校が増えているものの、生徒数においては高等普通学校や女子高等普通学校と大差はない。これは、当時政策的に実業教育を重視していたわりには、少ない数値といえる。とくに、ここで注目すべきところは実業補習学校（1911～21年は「簡易実業学校」）であるが、実業補習学校は「実地業務ニ従事スル子弟又ハ其ノ他ノ者」³⁵のためにつくられた教育機関として、普通教育と実業教育を重視する朝鮮総督府の教育方針からみれば、急増してもおかしくないものである。しかし、朝鮮における実業補習学校は他の中等教育機関と同様、急速な増加は見せていない。これは、実業補習学校が他の中等教育機関に比べて増加率が非常に高かった日本「内地」とは異なる現象として、その背景に注目する必要がある。

〈表1〉 官公立高等普通教育機関の状況対照表

区分		高等普通学校	女子高等普通学校	実業学校	実業補習学校
学校数 (校)	1919年	5	2	21	67
	1925年	15	2	41	20
	1931年	15	6	48	83
	1935年	15	9	52	91
生徒数 (人)	1919年	1,705	378	1,872	1,252
	1925年	5,443	705	4,831	892
	1931年	6,882	1,692	7,137	3,388
	1935年	7,992	2,286	9,226	3,595

出典：大野謙一『朝鮮教育問題管見』朝鮮教育会、1936、p.151、p.279。

1910年4月1日に制定された「実業補習学校規程」に基づいて初めて設置された植民地朝鮮における実業補習学校は、「日韓併合」以後、「簡易実業学校」に改編された。1911年8月23日に制定された「朝鮮教育令」（勅令第二百二十九号）第二十四条には「簡易実業学校ノ修業年限及入学資格ニ関シテハ前二条ノ規定ニ依ラス朝鮮総督之ヲ定ム」³⁶となっており、簡易実業学校に関する詳細な事項は同年10月に制定された「実業学校規則」（朝鮮総督府令第百十三号）と同年11月に出された「朝鮮教育令施行ニ関スル訓令」（朝鮮総督部訓令第八十六号）に規定されている。まず「朝鮮教育令施行ニ関スル訓令」によれば、「簡易実業学校ノ制度ハ最モ簡易ナル方法ニ依リ実業教育ヲ普及セシメントスルノ旨趣ニ出テタルモノニシテ成ルベク之ヲ普通学校及実業学校ニ附設スベキモノトセリ」と規定されており、また簡易実業学校への入学に関しては、「実地業務ニ従事スル子弟又ハ其ノ他ノ者ニシテ就学ノ希望アラバ普通学校ノ卒業生タルト否トヲ問ハス総テ入学スルコトヲ許シ」と入学条件をとくに設けていない³⁸。そして、「簡易実業学校ノ教授ハ土地ノ状況ニ依リ児童ノ就業ニ便宜ナル時間及季節ヲ選ヒテ之ヲ為シ其ノ修業年限、教科課程及毎週教授時間数ハ適宜之ヲ定ムヘシ」と定めているなど、正規の学校教育に比べてかなり柔軟な教育体制で取り組まれていたことがわかる。

ところが、1919年の三・一独立運動後、朝鮮民衆の教育熱が高まる中、朝鮮総督府は1922年に朝鮮教育令に修正を加えるようになる。下記の〈表2〉にみられるように、1920年以降、普通学校への就学生は年々増えており、それに伴って卒業生も増え続けていることがわかる。しかし、これらの卒業生を受け入れられる上級学校は、上記の〈表1〉で確認したように、ほぼ足踏み状態である。このような状況の下で、「朝鮮教育令」が改正されるようになったのである。いわゆる「第二次朝鮮教育令」（1922年改正）では、従来の簡易実業学校を廃止し、その一部を再び「実業補習学校」へ改組する過程で、実業補習学校の入学資格を従来の簡易実業学校のそれより引き上げている。すなわち、従来の簡易実業学校ではとくに入学資格を設けなかったが、1922年2月に改正された「実業学校規程」（総督府令第九号）では、「実業補習学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ前期ニ在リテハ、年齢十年以上ニシテ尋常小学校若ハ普通学校ノ第四学年修了程度以上ノ者、後期ニ在リテハ其ノ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」（第十五条）³⁹と規定しているのである。

<表2> 公立普通学校（普通科）の年度別入学生・退学生・卒業生数

年度	入学生	退学生	卒業生
1912	22,829	11,763	4,359
1913	25,449	13,851	5,380
1914	25,532	14,897	7,038
1915	30,602	15,470	8,218
1916	33,949	14,495	9,248
1917	36,998	19,875	10,003
1918	36,376	21,917	11,463
1919	37,420	26,272	11,897
1920	61,476	24,544	8,792
1921	85,768	27,684	9,521
1922	124,886	38,902	13,295
1923	137,186	58,973	21,112
1924	137,085	76,404	31,693
1925	126,619	72,148	39,894
1926	138,781	73,273	48,160
1927	133,737	71,539	59,261
1928	135,668	70,415	61,500
1929	144,133	69,703	60,947
1930	148,904	75,425	61,220

出典：朝鮮総督府『昭和五年朝鮮総督府統計年報』、1932.3、p.625。

では、この時期に実業補習学校の入学資格を引き上げるようになったのはなぜだろうか。その背景としては、大きく次の3点が考えられる。

まず、当時日本「内地」で行われた実業補習教育制度の改革が挙げられる。日本では第一次世界大戦後の社会情勢の中で、実業補習教育制度の改革が必要となり、1920年に実業学校令及び実業補習学校規程を改正するようになった。実業学校令の改正によって実業補習学校の設置主体の範囲を広げ、また職員の名称・待遇を中等学校に準ずることにしたのである。そして、「実業補習学校規程の改正においては、その第一条に『実業補習学校ハ小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スル者ニ対シテ職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲナス』とその目的を明示し、従来の『補習』から『職業教育』と『公民教育』との二つに重点を置き換えている。それに伴って従来の簡略な規程を改め、その内容について施設上準拠すべき所を示した。すなわち、前期（二年）、後期（二～三年）の課程に分け、そのおのおのの重点とすべき学科内容を明らかにし、教授時数の標準を定めて」いる⁴⁰。第二次朝鮮教育令第12条によれば、朝鮮の「工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、水産学校、職業学校及実業補習学校ノ修業年限、入学資格、学科、学科目及其ノ程度、入学、転学、教授日数、教授時数、編制、設備及実業補習学校ノ本旨ニ関スル規定ハ本令中別段ノ規定アル

場合ヲ除クノ外文部省令ノ定ムル当該学校規程ニ依ル」と規定されており、実業補習学校の規程に「内地」からの影響があったと推測することができる。時期は異なるが、朝鮮の実業補習学校における「内地」からの影響がうかがえるものとしては、1928年2月27～29日に開催された実業補習学校長会議において、慶尚南道蔚山公立農業補習学校長が希望事項として「内地」の実業学校規程に基づいて朝鮮の実業補習学校に関する規程の改正案を提出している次の文言が挙げられる。

（慶南、蔚山公立農業補習学校提出）

「大正十四（1925）年ノ総督府令第二十一号実業学校規程第十五条ヲ大正九年文部省令第三十二号実業学校規程第三条ニ準シ左ノ如ク改正セラレタシ

第十五条 実業補習学校ニ入学シ得ル者ハ前期ニ在リテハ尋常小学校若クハ修業年限六ヶ年ノ普通学校卒業業者又ハ之ニ準スヘキ者トシ、後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ終ヘタル者尋常小学校若クハ普通学校ノ高等科ヲ卒業シタル者又ハ之ニ準スヘキモノトス」⁴¹

第二に、公立普通学校の増設及び修業年限の延長に伴い、「簡易実業学校」への入学希望者が一時減少するようになったことがその背景として考えられる。朝鮮総督府は、1919年から1926年まで8年間約3面に1校の普通学校を増設するという計画を立てていたが、1920年1月に出された「学秘第15号『公立普通学校増設及授業年限延長ニ関スル件』（水野鍊太郎政務総監通牒）」によって、同計画の実施期間を1922年までに完了することになり、また当初4年制普通学校の増設方針を6年制普通学校増設へとその方針が変更された⁴²。これにより、普通学校が増設され、就学者及び就学希望者が増えていくようになり、その分簡易実業学校への入学者は減少ようになったのである。そこで、朝鮮教育令改正の際、簡易実業学校を実業補習学校に改称し、入学資格を新たに定め、修業年限を延長し、教科の程度も高めて中等教育レベルに引き上げようとしたと思われる。それは、次の京畿道の実業補習学校に関する記述から垣間見ることができる。

同校（実業補習学校一引用者）ハ元簡易実業学校ト称シ規則発布当時ハ其ノ数管内ヲ通シテ二十八校ヲ算シタリシカ普通学校ノ普及並ニ各種中等学校ノ設置ニ伴ヒ入学希望者ノ減少ヲ見ルニ至リ大正六年度以降時運ニ応シ向学ノ趨勢ニ鑑ミテ漸次校数ヲ減シ来リ大正九年度ニハ十六校トナリタルカ公立普通学校ノ増設

及修業年限延長ニ伴ヒ入学希望者ノ増減甚シキモノアリテ更ニ之カ整理ノ必要アルヲ認メ同年末ニ於テ入学ノ激減セル簡易農業学校六校ヲ廃止スルト共ニ一面入学者ノ多キ学校ノ学級増加ヲ計リ大正十四年度末ニ於テ其ノ数十校ヲ算シタリ而シテ其ノ入学資格及修業年限等ハ従来地方ノ事情ニ応シ適宜ノ措置ヲ講シ来レルカ大正十一年新教育令ノ發布ト共ニ名称ヲ実業補習学校ト改メ入学資格ヲ一定シ修業年限ヲ二年以上トナシテ教科ノ程度ヲ高メテ実業教育ノ普及徹底ヲ図リ来レルカ軌近産業ノ開発奨励ニ伴ヒ実業教育ノ必要唱セラレ各地ニ学校ノ設置ヲ要望スルニ至レル実情ニ鑑ミ学校ノ分布並ニ要望ノ程度ニ稽ヘ漸次農業補習学校増設ヲ計画シ」⁴³

第三に、まだ資料不足で推論にすぎないが、もう一つの背景として考えられるのは、三・一独立運動以降急増するようになった普通学校生徒の卒業後の進学問題に対応するための狙いもあったのではないかという点である。上記の<表2>にみられるように、1920年から普通学校の入学生は毎年増えている。普通学校入学生の増加が、ある程度卒業生の増加にもつながっていくことは十分予想できる。もちろん当時経済的な事情等で中途退学する者が多数存在していたが、その一方で卒業生も漸次増え続けていたのである。しかし、上記の<表1>で確認したように、朝鮮において中等教育機関数はあまり増えていない。これは、朝鮮民衆に対する教育を普通教育と実業教育に止めておこうとした朝鮮総督府の方針によるものと考えられる。すなわち、年々増していく普通学校卒業生の多くが実業（農業）に従事せず、官吏や就職を求めて上級学校へ進学することは、朝鮮総督府にとっては好ましくないことだったといえる。それゆえ、なるべく中等教育機関は増設せず、普通学校卒業生のための「傍系的」な教育機関として実業補習学校を活用し、進学希望者の一部を横流ししていった可能性も考えられる。

実際、1920年に入ると、普通学校の入学難はもちろんのこと、中等学校でも入学難が生じていた。例えば、「普通学校を卒業してから、中等程度の教育を受けたがる子どもたちを受け入れられる学校がなく、入学希望者の大半をして、涙を流しながら帰らせることこそ、ある意味では最も重大な問題であり、より一層悲惨なことである。」⁴⁴ という記事をはじめ、「今年度（1921年度—引用者）京城の各中等程度学校で新たに募集しようとする一学年生徒の定員は合計一千三百三十二名しかいないが、入学を希望する子どもの数は実に七千名に近く、募

集人員の五倍をはるかに超えている。（中略）このような悲惨なことはこれから年々より深刻になっていくであろう。」⁴⁵ や、「中等程度の学校の不足は普通学校の不足とともに重大な問題として今年の状況をみれば、京城の各中等程度の学校はかろうじて志望者の五分之一を受け入れる悲惨な状況であったため、この間にも各学校には入学を懇切に志願する者が後を絶たないが、ウオンドンにある徽文高等普通学校では少しでも学校に入学できなかった青年を救済するため、夜学制度を立てるように計画中である」⁴⁶ などのような記事から、当時中等程度の学校への入学が非常に狭き門だったことが推測できる。このような上級学校への入学難はその後より深刻となっていき、1927年には、全州高等普通学校の入学試験に失敗した少年が自殺をはかった事件まで起っている⁴⁷。このような中等程度の学校への進学希望者はその後も年々増え続け、30年代に入ると、中等学校への入学競争がより深刻化していくのである。

(3) 実業補習教育の多様化

1920年代末になると、実業補習教育の形態が多様化していく。実業補習学校だけではなく、卒業生指導、青年訓練所、30年代半ばからは農民訓練所等が登場するようになる。朝鮮の実業補習教育において特に注目できるのが、日本「内地」にはなかった「卒業生指導」という施策である。卒業生指導は、朝鮮や台湾のように学校の普及率の低かった植民地において実施された植民地独特の施策である。同施策は、普通学校の教員が当該校卒業生らの家を訪ねて実地指導をするというやり方であったため、その実施校及び生徒数は急速に増えていった。

仲林は、「卒業生指導」施策が始められるようになった理由は、朝鮮総督府の実業補習学校振興策が失敗したからだと主張している⁴⁸。「実業補習学校は其の性質から、どうしても家業に従ふ者が其の職業の傍ら学習し得られる組織のものでなければならず、其処に他の実業学校と違ふ点があり補習教育の特質もあるのであるが、（中略）極度に労働を賤しみ、種類程度を問はず如何なる学校の卒業生でも皆文筆の職業を望む朝鮮の現状では、何うすれば真に補習学校の目的を達し、卒業後自ら鋤を執りて農業に従事し、疲弊困憊の極に沈淪した農村の振興に努力する精神を養ふことが出来るであらうか、第一に頭を悩ましたのが此の点である。」⁴⁹ と、確かに当時実業補習学校の運営に苦心していたことがわかる。

ところが、1929年3月に1週間程度朝鮮の京畿道、黄海道、平安南道、江原道、忠清南道、慶尚北道等各道の実業補習学校を視察した菊池良樹によれば、「朝鮮

の補習学校は、次第に斯の教育の本質に合致して来て居り、地方教化の上からしても実績の見るべきものの尠くないのは最も喜ぶべきであると思ふ。併しそれにしても学校の数是非常に少いのであり、又学校が相当の程度に設置され、斯の教育が行亘るには余程の年月を経なければならぬのであるから、是に於て考へなければならぬのは実業補習学校の設置を促すことも必要であるが、之と共に普通学校や小学校に於て、其の卒業者を相当年齢に達するまで指導し誘掖することである⁵⁰と述べられている。つまり、実業補習学校の急速な増設はすぐは無理であるため、「普通学校に於けるこの種の施校（卒業生指導—引用者）は、補習学校の少い朝鮮に於て最も必要なことであり、又特別に意義あることにも思はれる」と述べていることから、卒業生指導は朝鮮に補習学校が少なく、また補習学校の増設が困難な状況—経済的な状況等—があったため、実施された施策だったと思われる。それは、1929年11月27日付の『大阪朝日新聞』に掲載された次のような記事においても垣間見ることができる。

普通学校の卒業生を如何に善導すべきかは朝鮮学務行政の重要関心事として各道ともに苦心を払つてゐるところであるが、慶北道では補習学校の設立は初年度に一年に一人当たり七百円の経費を要することゝして到底現在以上の普遍化はのぞまれないことゝして卒業生指導に全力をそぐことに決し成案を研究してゐるが大体において指導召集と出身学校を単位とした耕作組合の二つを併用することになっている。（傍点は、引用者）

また、卒業生指導施策が実施された1929年には、「青年訓練所規程」（総督府令、1929年10月）も制定され、「小学校卒業後上級学校に進級することなく実務に従事する一般青年に対して皇国臣民たるの資質を向上せしむるため其の業務の余暇に教授及訓練を施し、以て其の心身を鍛錬し、日常の実務生活に必要な知識技能を授けることを目標として」⁵²、各府邑面に設置されはじめた。もちろん「青年訓練所は鍛錬教育を主眼とする教育機関」として「各科目の背後には必ず『訓練』や『鍛錬』といふことが基調となつてゐる」が⁵³、その教授及び訓練科目には修身、公民科、体操科とともに、普通学科及び職業科も設けられており⁵⁴、普通学校卒業生に対する実業補習教育も行っていたことがわかる。すなわち、「青年訓練所は仕事と学習とが密接に結合して行はれる教育機関」⁵⁵であったのである。

1930年代半ばからは農民訓練所という新たな指導施設が設置されるようになる。「卒業生指導」は1930年代後半からは弱化し、「農村青年団」へ吸収されるようになる。そして、日本「内地」では実業補習学校と青年訓練所とがしだいに教員や設備の点で重複することが多くなり、1935年「青年学校令」を公布し、勤労青少年の教育機関としての実業補習学校は廃止されることになったが、植民地朝鮮においては実業補習学校をそのまま存置させた。朝鮮総督府が朝鮮において実業補習学校をなぜ残存させたかについては、次節で検討したい。

3. 植民地朝鮮における実業補習学校の残存 (1) 中等学校の入学難問題及び都市部の就業難

1935年4月、「内地」において「青年学校令」を公布し、実業補習学校と青年訓練所を統合することによって、事実上、日本においては実業補習学校が廃止されたのに対し、朝鮮では実業補習学校と青年訓練所を別々に維持させた。すなわち、岡久雄によれば、「朝鮮に於ては実業補習学校と青年訓練所の両者はその設置の須要性と、之が発達の形式は内地の事情とは趣を異にするもの著しく、両者を統合することは必ずしも朝鮮の実情に適應しない計りでなく、且実業補習学校の設営に就いては別に独自の方針に依つて之が発達を図るのが講ぜられつゝあつた際でもあり、実業補習学校の制度は仍ほ之を存置するの必要があつたので、実業学校令中実業補習学校の制度の削除に伴つて朝鮮教育令に於ては新たに『実業補習教育ニ関シテハ朝鮮総督府ノ定ムル所』によることにせられ」⁵⁷、朝鮮においては1935年4月に「実業補習学校規程」を制定し、実業補習学校を残存させたのである。しかし、この文章における「朝鮮の実情」や「独自の方針」はその内実が定かでないため、検討してみる必要があると思われる。

まず、「内地」と違う「朝鮮の実情」としては、低い学校教育の普及率が挙げられる。第1節で述べたように、植民地朝鮮では1919年の三・一運動を機に、就学者及び就学希望者が急増し始めた。それに対し、朝鮮総督府は学校の増設に消極的であったため、1920年以降朝鮮において入学難問題が消えることはなかった。1920年代後半にも「朝鮮に於ては大多数の者は学校教育を受けず僅に二割足らずの者だけが普通学校又は小学校の教育を受ける状態」⁵⁸であったため、このような状況は結局朝鮮民衆による学校増設運動をもたらすようになり、それに対して朝鮮総督府は「三面一校制」、「一面一校制」、「簡易学校制度」等、次々と初等教育拡大政策を実施せざるを得なくなった。

しかし、初等教育機関数が増えても、卒業後進学できる上級学校、すなわち中等学校はそれほど増えなかったため、中等学校の入学難はよりいっそう厳しかった。例えば、普通学校卒業生の進路について当時の新聞では「統計の数字によれば、公立（普通学校—引用者）は一千四百一校の卒業生男子五万三千二百一名のうち、上級学校に入学した比率が僅か百人に対して二十二人三（22.3人—引用者）にすぎず、大多数は就職もせず、家に残っている。その比率は七割くらいである」⁵⁹と報道しており、また「初等中等専門を問わずその入学率に関しては、応募者数が年々増加し、ますます大きな差が生じ、結局勉強をしようと努力しても勉強できない状態であるが、今年度（1935年度—引用者）市内の男女中等学校廿五校に対して、入学志願者数と募集定員の比例をみると、次の廿五校における今年度の募集生徒数が三千十五名であるが、八日まで入学志願書を受け付けた数は九千七百三十四名で、六千六百六十九名が募集定員を超過し、彼らは学びたくても学べず、結局帰路で彷徨せざるを得ない現状である」⁶⁰という記事や「毎年普通学校の卒業生数と中等学校志願者数の比が約半数である。また志願者と入学者数の比は全体的に見て、二割くらいの比率であるが、これは全朝鮮の数字である。中等教育の中心である男女高等普通学校の入学志願者一万八千九百六名に対して入学者四千九百五十一名というものすごい数字に比べれば、誰でも驚かざるを得ないだろう。すなわち、4パーセントくらいがやっと入学できる現状であるので、如何に残酷であるかがわかり、その他の各種学校がすべてこのような比率であると推測できる」⁶¹、また「京城市内の公立普通学校児童で今年の春に学業を終える卒業生総数も二千七百六十名で、その中の七割五分は上級学校志願者である（中略）昨年度現在のものをみれば、志願者は一万四千二十一名であったが、入学した人は三千二百七十七名しかおらず、大多数の学童が学ぶところがなくて、街角で彷徨するのはもちろんのこと、彼らを育てる父兄の残念がる状況がいまや全世界で話題となっており（中略）今年もとくに変動はないとみられ、昨年と同様、一万一千余名の学徒は勉強したくても勉強するところがなくて慟哭し、彼らを過保護する学父兄を合わせれば五万余人口が入学問題で憂鬱な顔色を春に見せるだろう」⁶²等のような記事からも1930年代以降中等学校の入学難が深刻化していることがわかる。

このように中等学校の入学難が生じているにもかかわらず、上記の<表1>で検討したように、中等学校の増加はあまりみられなかった。それゆえ、1920年代

に普通学校がそうであったように、1930年代半ばからは中等学校の増設要求が高まっていった。例えば、黄海道の安岳高等普通学校の場合、その設立のために期成会が作られ、地方有志のみならず、農場移民や海外からも寄付金が送られるなど⁶³、高等普通学校の設立に対する期待が高く、また咸鏡北道清津でも「いまだ男子中等学校が設立されてないことは、清津の羞恥であり、清津教育機関の貧弱性を如実に表すこととして一般識字者間では非常に遺憾と思い、中等学校設立を数年間宿望してきたが、今回府当局でも清津に中等学校を設立しようと積極的に運動し、まず期成会を組織」⁶⁴したのである。

一方、この時期は、小・中等学校への入学難とともに、就職難も深刻であった。すなわち、入学難という難関を突破して入学しても、卒業後、またその日から再び上級学校への入学難と就職難に直面するようになったのである⁶⁵。実際、陝川では四年制の普通学校を卒業した二百名の子どもたちが行く場がなく彷徨しており⁶⁶、また咸鏡南道元山府では就職するために無断で家出をし、上京した子どもたちが道で迷い、保護されたこと⁶⁷があったり、さらには田舎から上京した失業者を対象に就職詐欺も横行していたのである⁶⁸。次の<表3>は、総督府学務局が1927年度に卒業した卒業生の進路について調査した統計である。普通学校の場合は卒業生の半数以上が、また高等普通学校の場合は4割近くが家事に従事しており、卒業後の進路が上級学校への進学や就職にはあまりつながってないことがわかる。

ところが、以上のように普通学校を卒業しても、進学や就職は狭き門だったのにもかかわらず、中等学校への入学希望者は1930年代に入ってより増えていった。<表4>は1920年代後半から30年代までの中等学校の入学競争を表したものであるが、高等普通学校や実業学校の場合、30年代に入ってから、合格率がますます低くなっていることがわかる。しかし、1930年代から「教育実際化」政策を推し進めていた朝鮮総督府としては、農民またはその子どもたちが、進学や就職を求めて都市へ流出されるのを遮断し、彼らを農村に残存させる必要があった。すなわち、進学や就職の欲求が高い若者を「内地の乙種農業学校に類した」⁶⁹農業補習学校に誘導することによって、彼らの欲求を回収しつつも、実質的には農村に残存させることによって、入学難及び都市部の就職難を緩和させることができ、同時に30年代に入ってから始まったいわゆる「農村振興運動」にも貢献できる方策として、再び実業補習学校が注目されたと思われる。

<表 3> 普通学校及び高等普通学校・女子高等普通学校卒業生の進路状況（1927年12月現在）

学校（数）		卒業者数	官公署	教員	銀行会社	家事	上級学校	死亡	その他	上級校入学率
公立普通学校(1401)	男	53,201	669	90	1,865	37,332	11,868	76	1,891	23.3%
	女	6,906	79	5	112	5,166	1,309	10	215	19.0%
私立普通学校(75)	男	1,943	4	5	133	1,098	643	3	57	33.0%
	女	943	1	-	5	510	397	2	27	41.1%
公立高等普通学校(13)		688	71	31	47	237	191	4	107	6.6%
私立高等普通学校(9)		614	18	33	22	233	158	3	147	25.8%
公立女子高等普通学校(2)		144	-	31	-	85	28	-	-	19.4%
私立女子高等普通学校(9)		306	-	39	2	149	91	13	21	30.0%

出典：『東亜日報』1930年2月6日付。

<表 4> 中等学校の入学競争

年度	計			高等普通学校			実業学校			実業補習学校		
	志願者	入学者	合格率%	志願者	入学者	合格率%	志願者	入学者	合格率%	志願者	入学者	合格率%
1927	25,123	7,860	31.3	11,858	4,310	36.3	11,350	2,384	21.0	1,915	1,166	60.9
1928	31,387	8,969	28.6	14,845	4,745	32.0	13,479	2,402	17.8	3,063	1,822	59.5
1929	31,024	8,920	28.8	14,834	4,552	30.7	12,890	2,463	19.1	3,300	1,905	57.7
1930	27,877	9,172	32.9	13,359	4,752	35.6	11,066	2,330	21.1	3,452	2,090	60.5
1931	26,304	9,517	36.2	11,510	4,844	42.1	11,676	2,638	22.6	3,118	2,035	65.3
1932	26,955	9,619	35.7	11,739	4,935	42.0	12,075	2,610	21.6	3,141	2,074	66.0
1933	29,337	9,767	33.3	12,344	4,692	38.0	13,397	2,753	20.5	3,596	2,322	64.6
1934	33,325	9,863	29.6	14,791	4,817	32.6	15,068	2,909	19.3	3,466	2,137	61.7
1935	41,979	10,643	25.4	18,906	4,951	26.2	18,975	3,245	17.1	4,098	2,447	59.7
1936	53,883	11,852	22.0	23,583	5,136	21.8	24,191	3,612	14.9	6,109	3,104	50.8
1937	57,074	12,849	22.5	24,841	5,566	22.4	26,883	4,297	16.0	5,350	2,986	55.8
1938	70,977	15,517	21.9	34,798	6,516	18.7	28,785	4,905	17.0	7,394	4,096	55.4
1939	82,952	17,738	21.4	39,831	7,350	18.5	33,923	5,820	17.2	9,198	4,568	49.7

出典：呉成哲『植民地初等教育の形成』教育科学社、2000、p.390より引用。

(2) 農村振興運動と中堅人物の養成

上述したように、植民地朝鮮では1935年4月に「実業補習学校規程」を制定して、実業補習学校を残存させた。その背景要因の一つとして、当時の中等学校の入学難と都市部の就職難を指摘したが、その窮極的目的は、1930年代に始まった「農村振興運動」に伴い、実業補習学校を各地方の中堅青年教養機関とするためであったといえる。それは、1936年当時、学務課長の職にいた高尾基造が次のように述べているところから確認できる。

実業教育は実業学校令に依るのである。即ち実業

に従事する者に須要なる知識技能を授くるを以て目的とし兼ねて徳性の涵養に力むることを要旨としてゐる。而して此の教育は内鮮人共学の制度であるから、斯の種の学校教育は全く内地のそれと同様であるが、ただ少しく異なる点は、朝鮮特殊の事情からして職業学校の入学資格を低下し、修業年限四年又は五年の普通学校者を入学せしむることとしたこと、内地に於て実業補習学校の制度は青年学校の制度に変わったのであるけれども、朝鮮に於ては尚未だ初等普通教育の普及が学齢児童の三分ノ一にも到達してゐない今日の実情から見て、全面的に斯の種の補習教育施設を拡充して行くことが時期尚早である

といふ所から当分内地の例に依ることなく、旧来の実業補習学校を存置し、而も其の最大多数を占むる農業補習教育に於ては、其の修業年限を一年に短縮し得るの制度と為し、専ら総督府の地方農山漁村振興政策に順応して、是等部落に於ける中堅青年教養機関とするの方針を採つてゐる等の点に在る⁷⁰。

すなわち、実業補習学校の授業年限は一般的に2年ないし3年を標準とするが、農業補習学校においては1年以内に短縮することができるようにしており、入学資格においても農業補習学校は「農村中堅人物の養成を緊密とする特殊なる必要に基くものであるから必然に之（農業補習学校一引用者）に入学せしむべき者としては初等学校卒業後農業に従事し相当年齢に達したる者が適格者として定められ、教授内容も之に即応せんとするものに限」⁷¹ることができるようにし、また「全員寄宿制に依る短期濃厚訓練の方法を用ひる」⁷²ようにするため、「昭和十年朝鮮総督府令を以て補習学校の規定を改正し、生徒の寄宿舎収容、修業年限の短縮、

入学者の選定、教科目の配合等に一大変革を加へ」⁷³、「改組せられたる農業補習学校は其の組織を農民訓練所の如くに改め、農村中心人物の教養訓練に専念することゝなつた」⁷⁴のである。それは、1937年1月20～23日に開催された「農業補習学校及農民訓練所教育講習会」において富永文一学務局長が挨拶の中で、改正された実業補習学校、とりわけ農業補習学校の拡充と同時に、「各道に於ては各地に農道訓練所、農道修練所、農民道場等種々の名称を以て中堅青年の訓練所が設置せられたのであります其の内容は形式こそ異なるものゝ実質に於ては農業補習学校と殆ど同様であります。此等の改組後の農業補習学校及農民訓練所は施設後未だ数年に過ぎないのであります各道各所皆其の特徴を有し中堅農民指導者の養成に邁進しつゝあるのであります」⁷⁵と述べているところにおいても確認することができる。実際、下記の〈表5〉の1936年および1939年の公立実業補習学校の統計にみられるように、実業補習学校には農業補習学校が70%以上を占めており、また他の補習学校より、農業補習学校の方が全国

〈表5〉公立実業補習学校の分布状況

年度	道名	農業補習学校	商業補習学校	工業補習学校	その他の補習学校	計
1936	京畿道	6	3	0	1	10
	忠清北道	3	0	0	0	3
	忠清南道	11	1	1	2	15
	全羅北道	2	1	1	1	5
	全羅南道	7	1	1	2	11
	慶尚北道	6	1	2	0	9
	慶尚南道	10	0	1	0	11
	黄海道	5	0	1	1	7
	平安南道	9	4	1	0	14
	平安北道	4	0	0	1	5
	江原道	5	0	0	1	6
	咸鏡南道	6	1	0	0	7
	咸鏡北道	2	1	1	0	4
		計(%)	76(71.0)	13(12.2)	9(8.4)	9(8.4)
1939	京畿道	8	2	1	1	12
	忠清北道	5	0	0	0	5
	忠清南道	10	0	1	2	13
	全羅北道	7	1	1	1	10
	全羅南道	14	1	1	2	18
	慶尚北道	6	1	1	0	8
	慶尚南道	14	0	0	1	15
	黄海道	5	0	1	1	7
	平安南道	11	5	1	1	18
	平安北道	4	0	0	2	6
	江原道	8	0	0	1	9
	咸鏡南道	5	0	0	0	5
	咸鏡北道	3	1	1	0	5
		計(%)	100(76.3)	11(8.4)	8(6.1)	12(9.2)

出典：『昭和十一年朝鮮総督府統計年報』、『昭和十四年朝鮮総督府統計年報』より作成。

にわたって広く設置されていた。

つまり、朝鮮における実業補習学校は 1930 年代半ば以降、「農民訓練所」の設置・普及とともに農村振興運動の一環として農村の中核を担う人物の養成のために、その制度に大きく修正が加えられながら存続していったのである。1935 年に改正された実業補習学校規程の第 1 条「実業補習学校ハ国民生活ニ須要ナル職業ニ関スル知識技能ヲ得シメ特ニ国民道徳ノ涵養ニカメ以テ忠良有為ナル皇国臣民ヲ養成スルヲ目的トス」と、第 13 条「実業補習学校ノ学科目ハ修身及公民科、国語、職業トス」にみられるように、1930 年代後半に実業教育を標榜しながら改編・存続していった朝鮮の実業補習学校は、本格化した戦時体制下で「皇国臣民」の養成を最終目的とした思想統制の色合いを濃く持つものであったといえよう。

おわりに

実業補習学校は、日本「内地」では高い普及率を見せていたが、植民地の朝鮮や台湾ではそれほど普及しなかった⁷⁶。ところが、1935 年、「内地」で実業補習学校が廃止されたことに対し、朝鮮及び台湾では存置されるなど、「内地」とは若干異なる歩みを見せていた。それは、すでに義務教育が実施されていた「内地」とは違い、朝鮮や台湾は最低限の教育—普通教育と実業教育—のみで「従順なる被植民者」になることが求められる植民地であったということと無関係ではない。すなわち、とくに朝鮮の場合は、植民統治 10 年目になる 1919 年に大規模の独立運動が勃発し、その後、朝鮮民衆は高い教育熱を見せ続けていったが、それに対し、朝鮮総督府は「普通教育と実業教育」という植民地における教育方針を堅持しながらも、反日運動の再発防止のために朝鮮民衆の高い教育要求にも留意する必要があった。つまり、朝鮮総督府は植民地朝鮮において中等程度以上の教育は拡大しないという方針を立てると同時に、中等教育の機会を強く求める朝鮮民衆の声も無視できないという「植民者」としての矛盾を抱えていたのである。その矛盾を乗り越える方法として、実業補習学校は最適の手段ではなかったかと思われる。

しかし、実業補習学校が正規の中等学校ではなかったにもかかわらず、進学や就職を目指して多くの生徒が集中するようになるが、そのために実業補習学校を増やすのは、実業補習学校の本来の趣旨に反することである。それゆえ、植民地朝鮮では実業補習学校を少数ながら維持しつつも、卒業生指導のような植民地独

特の補習教育を実施するようになったと思われる。なお、1930 年代以降は農村振興運動の施行にともない、その設置基準や運営方法等を改編しながら再び植民地特有の道を歩むようになったといえよう。

【追記】

本論文は、科学研究費補助金（若手研究 (B)、平成 22～23 年度）「植民地朝鮮における実業教育関連の社会教育に関する研究」による研究成果の一部である。

（注）

- 1 同論文では、明治 41(1908)年と大正 5(1916)年の中学校・女学校・実業学校・実業補習学校・高等小学校等の中等教育機関における生徒数を比較し、中学校・女学校・実業学校の生徒数増加はそれほど著しくなかったことに対して、実業補習学校生徒数は 1908 年の 192,331 人から 1916 年の 577,750 人に約 38 万人以上が増えていたことを指摘している。高森充「明治後期～大正期の社会教育政策と青年教育—近代日本の青年教育史（その 2）—」『名古屋大学教育学部附属中高等学校』第 13 集、1967 年、pp.148-150。

< 1908 年と 1919 年の生徒数比較 >

	中学校	女学校	実業学校	実業補習学校	高等小学校
1908	115,038 人	46,582 人	56,573 人	192,331 人	632,197 人
1916	147,467 人	80,767 人	99,952 人	577,750 人	729,642 人
(増)	32,429 人	46,185 人	43,379 人	385,419 人	97,445 人
倍率	1.28	1.73	1.78	3	1.15

- 2 佐藤由美「韓国近代における実業教育の導入と日本の関与」国立教育研究所『国立教育研究所研究集録』30 号、1995.3、pp.3-4。
- 3 同上、p.5。
- 4 朴志泰編著『大韓帝国期政策史資料集 VI—教育—』先人文化社、1999 参照。
- 5 学部『韓国教育』1909、p.30。
- 6 学部『韓国教育ノ現状』1910、p.32。
- 7 当時の実業学校の入学条件は「年齢十二歳以上ノ男子ニテ普通学校ヲ卒業シタル者、又ハ此ト同等ノ学力ヲ有スル」者となっている。佐藤由美、前掲書、pp.7-8。
- 8 同上。
- 9 宋炳基・朴鎔玉・朴漢高共編著『韓末近代法令資料集 (IX)』国会図書館、1972 年、pp.384-385。
- 10 「漢城府告示第 3 号 公立於義洞・水下洞・漢洞実

- 業補習学校を開学する件」(1910年4月14日)、『官報』1910.4.19。ただ、『朝鮮総督府統計年報一大正元年度』によれば、上記の公立於義洞・水下洞・漢洞実業補習学校のそれぞれの後身である於義洞公立簡易工業学校・水下洞公立簡易商業学校・漢洞公立簡易実業学校の創立年月は1910年3月となっており、「実業補習学校規程」制定よりその設立時期が早い。
- 11 『朝鮮総督府統計年報一大正元年度』(p.696)によれば、慶尙北道に位置する「尙州公立簡易農業学校」の創立年月が1910年4月となっており、「日韓併合」以前に設置されていたことがわかる。
 - 12 大野は、1910年現在の実業補習学校総数は4校であり、生徒数は93名であると記録している。大野謙一『朝鮮教育問題管見』朝鮮教育会、1936、p.8。
 - 13 学部『韓国教育ノ既往及現在』1910、p.44。
 - 14 大野謙一、前掲書、p.62。
 - 15 吳天錫著、渡部学・阿部洋共訳『韓国近代教育史』高麗書林、1979、p.247。
 - 16 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923、p.141。
 - 17 大野謙一、前掲書、p.61。
 - 18 「公立小学校普通学校教員講習員ニ対スル訓示(大正3年8月4日)」『総督訓示集』第2輯(大正2年～5年)、p.28-29。
 - 19 大野謙一、前掲書、p.56。
 - 20 同上書、p.57。
 - 21 吳成哲『植民地初等教育의 形成』教育科学社、2000、pp.297-303。
 - 22 大野謙一、前掲書、pp.103-104。
 - 23 同上、p.133。
 - 24 同上、pp.135-136。
 - 25 吳成哲、前掲書、p.85。
 - 26 姜再鎬は、1910年代後半に、朝鮮総督府は帝国政府から財政自立を迫られ、長期にわたって多額の投資が求められる普通学校の設立には積極的ではなかったという指摘をしている。姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』東京大学出版会、2001、p.249。
 - 27 李萬珪『朝鮮教育史II』거름、1988、p.193。
 - 28 吳天錫、前掲書、p.283。
 - 29 「普通学校設立運動」『東亜日報』1922.2.9。
 - 30 「普通学校設立運動」『東亜日報』1922.3.9。
 - 31 「土地를 抵当하여 学校建築計画 龜城郡芦洞面有志들이」『東亜日報』1926.1.17。
 - 32 「学校増設을 要求 日校長高給으로 一達城学校評議員会」『東亜日報』1927.3.18。
 - 33 「芙蓉面公普期成会組織」『東亜日報』1923.1.21；『東亜日報』1925.6.16；「普校期成会組織」「普校増築을 道当局에 陳情 金泉公普期成会서」『東亜日報』1925.12.6；「全南長城郡 社倉公普校学生延長運動期成会까지 組織」『東亜日報』1926.2.5；「公普昇格増設 三水自西面서 計画」「公普設置運動, 昌寧高岩面에서」『東亜日報』1926.2.15；「通川郡 鶴三面公普校期成会 基本財産이 一万八千余円」『東亜日報』1926.2.21；「道評議員 居住地라고 普校設立을 許可? 期成会 組織하고 八年間運動 이제는水泡에 돌아가, 軍威郡 友保面 普校問題」『東亜日報』1928.3.26。
 - 34 「年復年深刻化하는 入学難과 試驗地獄—보통 학교에도 지원자가 넘쳐나고 더구나 中等교 이상은 말 못된 현상—寒心한 各種校収容力」『東亜日報』1930.2.4。
 - 35 「朝鮮教育令施行ニ関スル訓令」朝鮮総督府編纂『朝鮮法令輯覽』巖松堂書店、1916、p.35。
 - 36 朝鮮教育令第二条は、「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」という内容である。
 - 37 「朝鮮教育令施行ニ関スル訓令」、前掲書、p.35。
 - 38 「実業学校規則」朝鮮総督府編纂『朝鮮法令輯覽』巖松堂書店、1916、p.45。
 - 39 朝鮮総督府学務局学務課『朝鮮学事例規 全』1932、p.548。
 - 40 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972、pp.512-513。
 - 41 「実業補習学校長提出諸問題」『文教の朝鮮』第32号、1928.4、p.49。
 - 42 吳成哲、前掲書、pp.26-27。
 - 43 京畿道編『道地方費事業ノ概況』、1930、p.147。
 - 44 「悲惨! 一対六」의 此悲惨—中等学校가 太不足, 教育界의 痛恨」『東亜日報』1921.3.27。
 - 45 「嗚呼、何處로 往할가」『東亜日報』1921.3.27。
 - 46 「徽文高普의 夜学新制—입학난을 구제코져 새 계획을 세워」『東亜日報』1922.5.5。
 - 47 「入学難! 入学難! 落第하고 飲毒—두곳에서 입학시험을 보았으나 한고데도 합격 못되야 그만 음독—全州高普에 應試했던 少年」『東亜日報』1927.3.17。
 - 48 仲林裕員「1920년대 후반~30년대 초 조선총독부의 보통학교 ‘졸업생지도’ 정책」延世大学大学院 修士学位論文、2007、pp.6-14。
 - 49 菊池良樹「朝鮮の実業補習教育」『文教の朝鮮』第

- 49号、1929.9、pp.38-39。
- 50 同上、p.44。
- 51 同上。
- 52 朝鮮總督府学務局社会教育課『青年訓練所概要』、1940.7、p.2。
- 53 同上、p.13。
- 54 同上、pp.5-6。
- 55 同上、p.12。
- 56 文部省、前掲書、p.514。
- 57 岡久雄『朝鮮教育行政』帝国地方行政学会朝鮮本部、1940、p.157。
- 58 菊池良樹、前掲書、p.38。
- 59 「上級校는 二割二分 家事従事七割強一就職率은 百名에 八人뿐—普通校卒業生進路」『東亞日報』1930.2.6。
- 60 「男女各中等学校入学難：募集定員三千名에 志願生 九千余名， 八日까지 接受만 定員의 三倍， 市内廿五校의 現状」『朝鮮中央日報』1935.3.10。
- 61 「男女高等普校엔 入学率 겨우 四%—寒心한 朝鮮人 中等教育—」『東亞日報』1936.2.15
- 62 「公私立中等校入学難 今春에도 激甚予想—教育機關의 収容力이 不足해 —教育朝鮮의 一憂慮」『毎日申報』1936.1.16。
- 63 「安岳高普運動 期成会發起—一六十万円財團完成코 지—」『東亞日報』1936.2.21；
「우리子弟의 教育은 우리 힘으로， 눈물과 赤誠우에 된 教育의 꽃：農場移民들이 蹶起을 収合—大遠、文山、安谷 九百戸作人의 熱情， 安岳高普期成会에 伝達」『東亞日報』1936.3.9；「青島에서도 千円 보내」『東亞日報』1936.3.24。
- 64 「五万府民要望의 中学校設立運動—明年度實現目標로」『朝鮮中央日報』1936.1.24。
- 65 「入学難地獄지나니 又復就職難의 鬼門—零星한 上校志望과 就職率—卒業生所向은 何處？」『東亞日報』1930.2.6。
- 66 四年卒業한 二百兒童 같 곳 없어서 彷徨， 四학년제의 합천 十二개 보교 學年延長이 時急問題」『東亞日報』1935.3.19。
- 67 「上京就職한다고 三少年無斷出家 가두에서 방황하고 있는 것을 本町署에서 保護中」『朝鮮中央日報』1935.9.7。
- 68 「失業者를 속이는 就職詐欺가 流行—시골서 오는 失業青年은 注意— 봄빛憂鬱한 都市風景」『朝鮮中央日報』1934.3.8。
- 69 菊池良樹、前掲書、p.41。

1935年、朝鮮と同じく実業補習学校が残存された台湾においても、実業補習学校が本来の趣旨とは異なり、上級学校への入学を準備するための学校として認識されていたことが、当時の文教科局長の発言から確認することができる。

実業補習学校の本旨は、初等普通教育を卒へた者に対し職業に関する知識技能を受けると共に国民生活に須要なる教育を施すことに在るが、従来の実情を観ると往々上級学校入学の準備を目的として入学する者があった様である。このため学校としてもその本来の使命を発揮するに困難を感じ様な情態であったので、今回特に実業補習教育は専ら職業に従事する者及び卒業後直ちに従事せんとする者に対してのみ行わるべきものなることを明示した。

(王栄「日本統治時代台湾の実業補習学校について」兵庫教育大学東洋史研究会『東洋史訪』第7号、2001年、p.27(初出：「実業補習学校規則の改正に就て」(文教科局長談)『台湾教育』394号(昭和10年5月)p.77)。

- 70 高尾甚造『朝鮮教育の断片』政治教育協会、1936、p.15。
- 71 岡久雄、前掲書、p.168。
- 72 大野謙一、前掲書、p.269。
- 73 増田収作「朝鮮に於ける部落中心人物につきての一考察」『朝鮮』1936.11、p.102。
- 74 同上。
- 75 「農業補習学校及農民訓練所教育講習会学務局長挨拶」『文教の朝鮮』第139号、1937.3、pp.11-12。
- 76 牧野篤・上田孝典・李正連・奥川明子「近代北東アジアにおける社会教育概念の行政的・実践的実態化に関する研究—1910～20年代、中国・韓国・台湾における社会教育行政と実践の展開を中心に—」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第50巻第2号、2004年3月、p.171。